

令和7年度日本スポーツ協会公認スポーツデンティスト養成講習会
開催要項

1. 目的

様々なスポーツの現場においてアスリートのパフォーマンス維持向上をはじめとして、地域住民のスポーツを通じた健康づくりを支援し、健康寿命の延伸、QOLの維持向上等に寄与できるよう、スポーツ歯科に関する高い実践能力を有する人材を確保し、スポーツ歯科分野のレベルアップを図るために、養成講習会を開催する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会

公益社団法人日本歯科医師会

3. カリキュラム

医科共通 I・II (25 単位)

スポーツ歯科医学 I・II (21 単位) *別紙カリキュラム一覧参照

4. 実施方法

(1)新規受講者

科目	期日	会場
医科共通 I	令和7年 10月4日(土) 10月5日(日) *時間調整中	東京都内(対面開催)
医科共通 II	令和8年 1月17日(土) 9:55~17:40 1月18日(日) 9:00~16:50	オンライン開催

(2)医科共通 I・II 修了者

科目	期日	会場
スポーツ歯科医学 I	令和7年 7月26日(土) 9:00~18:00 7月27日(日) 9:00~17:50	「歯科医師会館」 〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20
スポーツ歯科医学 II	令和7年 11月15日(土) 13:00~17:30 11月16日(日) 10:00~16:35	15日:「歯科医師会館」 〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20 16日:「東京歯科大学」 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-1-14

【注意事項】

- ・期日及び会場は予定であり、事情により変更する場合があります。
- ・医科共通は公認スポーツドクター養成講習会基礎科目と同一日程・会場で実施する。
- ・講習は講義ごとの単位制とし、単位認定は講義ごとに行う。ただし、講義への遅刻・早退が

あった際には該当講義の単位認定は行わない。なお、医科共通科目、スポーツ歯科医学科目は、それぞれⅠ・Ⅱの受講順序は問わない。

- ・スポーツ歯科医学は、医科共通を修了した翌年度以降の受講となる（同一年度内に医科共通とスポーツ歯科医学を同時に受講することはできない）。
- ・日本スポーツ歯科医学会認定医の資格保有者は、スポーツ歯科医学Ⅱが免除となる。
- ・講習会参加に係り必要となる機器（PC・マイク・カメラ並びにインターネット回線等）、旅費、宿泊費等の経費は受講者が準備・負担する。

5. 受講条件

令和7（2025）年10月1日時点で日本国の歯科医師免許取得後4年を経過しており、下記のいずれかの条件を満たす者のうち、日本歯科医師会及び日本スポーツ協会が認めた者。

なお、下記の条件を重複して満たす場合であっても、複数の団体から同時に推薦を受けることはできない。

- (1)都道府県歯科医師会から推薦された者（都道府県歯科医師会との緊密な連携のもと、各地域で活動する必要があるため）
- (2)日本スポーツ歯科医学会から推薦された者
- (3)別に定める選考基準を満たし、日本スポーツ協会加盟競技団体から推薦された者

6. 募集人数

140名以内

- <内訳>
- (1)都道府県歯科医師会からの推薦：100名程度
 - (2)日本スポーツ歯科医学会からの推薦：20名以内
 - (3)日本スポーツ協会加盟競技団体からの推薦：20名以内

7. 申込方法

受講申込者は以下の書類を推薦団体へ提出する。

- ・新規受講申込書（顔写真貼付）
- ・歯科医師免許証の写し（A4サイズ）
- ・日本スポーツ歯科医学会認定医 認定証写し（スポーツ歯科医学Ⅱ免除申請者）

推薦団体は申込書類を確認のうえ、新規受講者推薦書と併せて下記へ提出する。

- (1)都道府県歯科医師会：日本歯科医師会へ提出
- (2)日本スポーツ歯科医学会：日本歯科医師会へ提出
- (3)日本スポーツ協会加盟競技団体：日本スポーツ協会へ提出

8. 申込期限

推薦団体が別に定める。

なお、「7. 申込方法」に記載する各推薦団体から提出先への提出期限は、令和7年5月31日（月）必着とする。

9. 受講決定までの流れ

(1)内定

- ・日本スポーツ協会指導者育成委員会スポーツデンティスト部会（以下「デンティスト部会」という。）にて申込書の内容を審査のうえ受講者を内定し、日本スポーツ協会から内定者へ通知する。
- ・受講内定者は、内定通知に従い受講料の納入、インターネットサービス「指導者マイページ」のアカウントの取得及び養成講習会への参加申込を完了すること。指定期日までに受講料を納入しない場合、または養成講習会への申込を完了しない場合は内定を取り消すことがある。
- ・講習会受講時の本人確認に必要となるため、指導者マイページへの顔写真のアップロードを受講開始までに完了すること。

(2)決定

- ・受講料納入及び養成講習会への参加申込を完了した者に対し、日本スポーツ協会から受講決定通知を送付する。
- ・受講有効期間は、受講開始年度を含め6年間とする。
- ・受講有効期間内に全てのカリキュラムを修了できない場合は、デンティスト部会で受講期間の延長が認められた場合を除き、再度新規受講申込を必要とする。
- ・受講者としてふさわしくない行為（日本スポーツ協会登録者等処分規程等において違反行為と規定された行為）があったと認められた場合は、デンティスト部会において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合がある。なお、処分内容については、関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討することとする。また、日本歯科医師会または日本スポーツ協会が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの「受講辞退」申請は受理しない。

10. 受講料 *教材費含む

- ・スポーツ歯科医学Ⅱ 免除なし：66,000円（税込）
- ・スポーツ歯科医学Ⅱ 免除：46,200円（税込）

【注意事項】

- ・一度納入された受講料は返金しない。なお、受講決定後にスポーツ歯科医学Ⅱの免除申請を行った場合も差額の返金を行わない。
- ・受講料は日本スポーツ協会が送付する受講内定通知到着後に納入すること。
- ・上記受講料は受講修了または受講有効期限まで有効となる。
- ・講習会参加に係り必要となる機器（PC・マイク・カメラ並びにインターネット回線等）、旅費、宿泊費等の経費は受講者が準備・負担する。

11. 資格取得までの流れ

(1)受講修了

- ・全てのカリキュラムを終了した者には、日本スポーツ協会から受講修了通知を送付する。

(2)登録及び認定

- ・新規登録対象者は、日本スポーツ協会から別途送付される登録手続きに関する案内に基づき、指定期日までに登録料を支払う。
- ・登録料は4年間で40,000円とする。新規登録時は初期登録手数料として別途3,300円(税込)が必要となる。ただし、他の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格が認定されている場合は、登録料が異なる場合がある。
- ・新規登録対象者からの登録料支払いをもって公認スポーツデンティストとして認定し、認定証及び登録証を交付する。資格有効期間は4年間とする。ただし、他の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格が認定されている場合は、当該資格の有効期限までとする。

12. 個人情報の取扱いについて

(1)受講者の個人情報は、以下の目的のために使用する。

- ・本養成講習会の実施に関する連絡(資料の送付等)
- ・受講状況の管理
- ・その他スポーツデンティスト関係業務

(2)受講者の個人情報は、以下の通り共同利用する。

共同して利用される個人情報の項目	・新規受講申込書に記載された情報 ・指導者マイページに登録された情報 ・その他受講中に取得した情報
共同して利用する者の範囲	・JSPO ・推薦団体
共同して利用する者の利用目的	(1)に記載の目的
個人情報の管理責任者	公益財団法人日本スポーツ協会 会長 遠藤 利明 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

(3)JSPO 個人情報保護方針は、以下の URL を確認すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/privacy/policy.html>

13. その他

(1)未修了者の次年度以降の講習会受講について

- ・前年度までに全てのカリキュラムを受講終了しなかった者には、受講有効期限満了まで、当該年度の受講案内を送付する。医科共通は日本スポーツ協会から、スポーツ歯科医学は日本歯科医師会から案内を送付する。
- ・受講者は開催日程等確認のうえ、所定の方法にて講習会参加を申し込む。

(2)資格の更新のための更新研修について

- ・公認スポーツデンティストは、有効期限を迎える6か月前までに日本歯科医師会が定める研修会(更新研修)に参加しなければならない。

(3)広報について

- ・本講習会風景の写真等は、日本スポーツ協会及び日本歯科医師会ホームページやSNS、その他関連資料へ掲載する場合がある。
- ・受講者は、日本スポーツ協会及び日本歯科医師会や講師の特別の許可がある場合を除き、講義

の録音、録画、写真撮影（画面のスクリーンショット含む）をすることは禁止とする。

(4) 免責事項について

- ・天災地変や伝染病の流行、会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の日本スポーツ協会・日本歯科医師会が管理できない事由により、講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、日本スポーツ協会・日本歯科医師会ではその責任を負わない。

(5) 受講時の支援・配慮の要望について

- ・手話通訳、要約筆記等の希望や受講にあたって支援や配慮が必要な場合は、受講申込時に日本スポーツ協会事務局まで申し出ること。申し出があった場合、個別の状況等に基づき、総合的・客観的に判断し、必要かつ合理的な対応を講じる。
- ・なお、受講をキャンセルした場合で必要かつ合理的な対応のキャンセルに伴う費用が発生した場合は、当該受講者の負担とする。

14. 問合せ先

(1) スポーツ歯科医学に関する問合せ先

公益社団法人日本歯科医師会 事業部 学術課 スポーツデンティスト担当
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20
TEL：03-3262-9213/FAX：03-3262-9885
E-mail：gakujutsu@jda.or.jp

(2) 公認スポーツ指導者資格及び医科共通に関する問合せ先

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ指導者育成部 指導者育成課
スポーツデンティスト担当
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
E-mail：sports-dentist@japan-sports.or.jp



NO! ~スポーツ・ハラスメント（暴力・暴言・ハラスメントなど）に、
スポハラ みんなが『NO!』と言う社会を目指して~

